

浜松市保育士就職支援事業実施要綱

(目的)

第1条 市長は、市内保育施設等への関心を促し、保育士確保を図るため、市外の指定保育士養成施設又は幼稚園教諭養成施設に在籍する学生のうち保育士資格を取得する意思のある者に対して、市内保育施設等に関する就業体験や合同就職説明会の参加に対して予算の範囲内で謝礼を支給するものとし、その支給に関してはこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市外養成施設 市外に所在する指定保育士養成施設又は幼稚園教諭養成施設をいう。
- (2) 指定保育士養成施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の6に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- (3) 幼稚園教諭養成施設 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2号に規定する普通免許状をいう。）を取得できる学校その他の施設をいう。
- (4) 市内保育施設等 市内に所在する認定こども園、保育所、幼稚園又は地域型保育事業をいう。
- (5) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (6) 保育所 法第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (7) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- (8) 地域型保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 活動 就業体験への参加又は合同就職説明会におけるブース等への出席をいう。
- (10) 就業体験 市内保育施設等において実施されるインターンシップや職場見学等の就業体験のうち、賃金等が発生しないものをいう。
- (11) 合同就職説明会 複数の法人又は企業等が一か所に集まって実施する求人のための説明会のうち、市内で開催されるものをいう。ただし、オンラインで開催されるものは除く。
- (12) ブース等 合同就職説明会において、市内保育施設等が出展するブース又はセミナーをいう。ただし、浜松市立保育園及び浜松市立幼稚園については、設置者である浜松市として出展するブース又はセミナーを有効なものとし、その対象となる合同就

職説明会については、市長が別に定めるものに限る。

- (13) 設置者 市内保育施設等の設置者である法人又は個人をいう。
- (14) 電子情報処理組織 浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年浜松市条例第73号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。
- (15) 電磁的記録 浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第2条第5項に規定する電子情報処理組織をいう。
- (16) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

（対象者）

第3条 対象者は、市外養成施設に在籍する学生のうち保育士資格を取得する意思のある者で、活動を実施した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 実施した活動について、市が実施する他の助成制度を利用している者
- (2) 当該年度において既に本事業の謝礼の支給を受けている者

（活動の要件）

第4条 対象となる活動は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市長が別に定める期間中に実施した活動であること。
- (2) 市内保育施設等の証明する活動証明書（第1号様式）を取得できること。
- (3) 対象となる活動の上限は5回とすること。
- (4) 同一の市内保育施設等について、対象となる活動の上限は1回とすること。
- (5) 設置者が同一である市内保育施設等について、対象となる活動の上限は3回とすること。なお、合同就職説明会において設置者である浜松市として出展するブース等については、浜松市立保育園及び浜松市立幼稚園に関する活動とあわせて、上限は3回とすること。
- (6) 同一の合同就職説明会におけるブース等への出席について、対象となる活動の上限は1回とすること。
- (7) 異なる合同就職説明会におけるブース等への出席について、対象となる活動の上限は2回とすること。ただし、合同就職説明会において設置者である浜松市として出展するブース等については、上限は1回とすること。

（活動報告）

第5条 謝礼の支給を受けようとする対象者（以下「報告者」という。）は、市長が別に定める期間に、次に掲げる事項について、市長が別に定める電子情報処理組織を利用した方法により市長に報告しなければならない。

- (1) 報告者の氏名及び住所
 - (2) 市外養成施設の名称及び所在地
 - (3) 活動の内容
 - (4) その他、市長が必要であると認める事項
- 2 前項の報告にあたっては、次に掲げる書類（電磁的記録による方法を含む。）を添付しなければならない。
- (1) 市外養成施設の学生として在籍していることが分かる書類の写し
 - (2) 第4条第2号により取得した活動証明書の写し
 - (3) 謝礼の振込先口座が確認できる書類の写し
- 3 市長は、前2項による報告があったときは、その内容を審査する。活動の内容が謝礼を支給することができるものと認めた場合、報告者に対して個人番号の提供を依頼する。
- 4 報告者は、前項に基づく市長からの個人番号の提供依頼があった場合には、電子情報処理組織を利用した方法等により、個人番号を市長に提供しなければならない。
- 5 前4項による報告等で入手した個人情報、本事業における謝礼の支給及び源泉徴収の目的以外には使用しない。ただし、類似の助成制度を所管する本市他部局から受給の照会があった場合は、必要な範囲内で個人情報の一部を提供できるものとする。

（謝礼の支給）

- 第6条 市長は、前条第3項に規定する個人番号の提供があったときは、報告者に予算の範囲内で謝礼を支給する。
- 2 謝礼の額は、市外養成施設の所在地及び実施した活動数を基礎とした定額とし、別表に掲げるとおりとする。
 - 3 謝礼の支給にあたっては、所得税法第204条に基づき源泉徴収を行うものとする。

（謝礼の返還）

- 第7条 市長は、報告者が偽り、その他不正な手段により謝礼の支給を受けたことが判明した場合にあっては、支給した謝礼の全部又は一部の返還を求めることができる。

（遵守すべき事項）

- 第8条 本事業の謝礼を受給した者は、次に掲げる全ての事項を遵守すること。
- (1) 謝礼の受給後1年間は、活動証明書の原本を保管すること。
 - (2) 市外養成施設の卒業時期等に市から送付するアンケートへの回答に協力するよう努めること。

（その他）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

(単位:円)

市外養成施設の所在地	実施した活動数									
	1回	2回	3回	4回	5回					
湖西市	800	1,400	1,600	1,800	2,000					
磐田市										
静岡県(浜松市・湖西市・磐田市を除く。)	1,600	2,800	3,200	3,600	4,000					
愛知県	4,000	7,000	8,000	9,000	10,000					
岐阜県										
三重県	4,800	8,400	9,600	10,800	12,000					
山梨県	5,600	9,800	11,200	12,600	14,000					
滋賀県	6,000	10,500	12,000	13,500	15,000					
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
神奈川県	6,400	11,200	12,800	14,400	16,000					
東京都										
埼玉県										
千葉県										
群馬県										
栃木県										
茨城県										
長野県										
福井県										
石川県										
富山県										
新潟県										
上記以外						8,000	14,000	16,000	18,000	20,000

第1号様式

令和6年度浜松市保育士 就職支援事業活動証明書	(施設記入欄)	左記の学生が、以下の活動を実施したことを証明します。
〈学生記入欄〉 学生氏名 _____ 学校名		活動内容： 就業体験 ・ 合同就職説明会 (あてはまるものに○) 実施日： 令和 年 月 日 法人名： 施設名： 担当者名：
		施設印または法人印